

三井の医療終身保険

新 快適生活[®]

かいてきせいかつ

5年ごと利差配当付終身保険

一生涯の死亡保障と医療保障を
セットでご希望の方に

ご契約年齢 男性 45歳～70歳
女性 30歳～70歳

★保険種類をお選びいただく際には、「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。

この保険は、「三井生命の保険種類のご案内」に記載されている医療終身保険です。
「三井生命の保険種類のご案内」は当社の担当者またはお客様サービスセンターにご請求ください。

★「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」を必ずご覧ください。

「契約概要」はご契約の内容等について特にご確認いただきたい事項を、「注意喚起情報」はお申し込みにあたって特にご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約前に必ずご確認ください。また、「ご契約のしおり-約款」は、ご契約に伴う大切なことから、必要な保険の知識等を記載していますので、必ずご一読のうえ大切に保存してください。

「ご契約のしおり-約款」記載内容例

- 転換によりご加入される場合について ●健康状態・職業などの告知義務について ●保障の責任開始時について
- クーリング・オフ制度(ご契約申し込みの撤回等)について ●生命保険契約者保護機構について
- 保険金や給付金などをお支払いできない場合について ●解約と解約返戻金について ●契約者配当金のお支払いについて 等

生命保険
募集人
について

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

●あなたのBESTパートナー

三井生命保険株式会社

〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1
☎ 0120-318-766 (お客様サービスセンター)

URL : <http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

311101 A-24-5(平成24年4月1日)

商品パンフレット
平成24年4月版

充実の保障がずっと続きます



必要な保障が選べます

Point 1 死亡・高度障害・医療の**保障が一生涯続きます。**

Point 2 更新による**保険料のアップはありません。**

Point 3 日帰り入院*、1泊2日の入院のときも入院給付日額の**5日分**をお支払いします。
ケガや病気で4日以内の入院をしたとき **4日分** + 診断書代相当として入院給付日額の **1日分**
*入院基本料の支払いの有無等により判断します。

Point 4 1回の入院の**給付限度の型**が、
180日型 (お支払いの限度は180日) **90日型** (お支払いの限度は90日) から選べます。
「180日型」「90日型」いずれも通算での給付日数は**1,095日**まで保障します。

Point 5 ガンによる入院は、1回の入院・通算ともお支払い日数に**上限がありません。**

Point 6 所定の手術を受けたとき入院給付日額の**40倍・20倍・5倍**をお支払いします。(各手術給付金)
40倍……入院中に受けたガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術
20倍……入院中に受けた上記以外の手術
5倍……入院せずに受けた手術
公的医療保険制度の対象となる手術・放射線治療*を受けた場合にお支払いします。

所定の放射線治療を受けたとき入院給付日額の**10倍**をお支払いします。(各放射線治療給付金)
*公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料・放射線治療料の算定対象として列挙されている手術・放射線治療が、お支払いの対象となります。ただし、創傷処理・抜歯手術・血液照射等、お支払いの対象とならない手術・放射線治療があります。5ページの「各手術給付金・各放射線治療給付金・先進医療給付金について」をご覧ください。

Point 7 5年ごとのお楽しみ! **無事故ボーナス。**
総合入院特約には、無事故給付金のないI型と無事故給付金のあるII型があります。
5年間の対象期間中に総合入院特約(II型)から給付金のお支払いがなかった場合、総合入院特約(II型)の入院給付日額の5倍相当額の無事故給付金(無事故ボーナス)をお支払いします。
●無事故給付金のお支払いについては、5ページの「無事故給付金について」をご覧ください。



一定期間の死亡保障と充実した生前給付保障。

Plus 1

死亡・所定の高度障害状態のとき一時金で保障します。(定期保険特約) **死亡・所定の高度障害状態**のとき年金で保障します。(生活保障特約)

所定の**3大疾病**や**所定の特定要介護状態**(180日継続)、**ケガや病気による所定の障害状態**を幅広く保障します。(ワイドディフェンス特約C)

所定の**3大疾病**を保障します。(ナイスリー特約B) **所定の特定要介護状態**(180日継続)はもちろん、**所定の軽度要介護状態**(180日継続)も保障します。(介護保障特約B)

Plus 2

手厚い医療保障。

先進医療による療養を保障 (先進医療特約) **ガン**を重点保障 (ガン入院特約(男性向け) / 女性疾病入院特約(女性向け)) **乳房再建術**や**所定の形成術等**も保障 (女性疾病入院特約(女性向け))
入院の長引く**生活習慣病**をしっかりと保障 (生活習慣病入院特約) **ストレス**社会に強い味方 (ストレス性疾病入院特約) **ケガや病気で1日以上入院後の生存退院時**に給付 (退院給付特約)

Plus 3

もしものとき、以後の保険料のお払い込みが不要。

不慮の事故による**所定の障害状態**に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。
さらに、**楽々名人**(保険料払込免除特約2007)を付加することによって、**所定の3大疾病** **所定の特定要介護状態(180日継続)** **病気による所定の障害状態**に該当した場合も、以後の保険料のお払い込みが免除となります。
●楽々名人を付加されたご契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加されていない場合に比べて高くなります。
●条件付保険特約が付加された場合等、ご契約内容によっては、楽々名人を付加できないことがあります。

NEW

健康自慢で保険料がお安くなります。

被保険者の健康状態等が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、定期保険特約および生活保障特約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料が安くなります。(健康体料率特約(特約用))

被保険者の年齢が60歳以下の場合

死亡と医療に生前給付の保障を加えた充実プラン

ご契約例 保険料払込期間:終身払 1回の入院の給付限度の型:180日型 保険料払込方法:口座振替毎月払

- 主契約……………保険金額 200万円
- ワイドディフェンス特約C……………保険金額 100万円
- 定期保険特約……………保険金額 200万円
- 総合入院特約(Ⅱ型)……………入院給付日額 5,000円
- 生活習慣病入院特約……………入院給付日額 5,000円
- ガン入院特約(男性の場合)……………入院給付日額 5,000円
- 女性疾病入院特約(女性の場合)……………入院給付日額 5,000円
- 退院給付特約……………給付金額 25,000円
- 先進医療特約……………付加

死亡・生前給付保障

死亡・所定の高度障害状態のとき 死亡保険金・高度障害保険金	80歳まで 500万円 ^{*1}	80歳以降一生 300万円 ^{*1}
所定の3大疾病、所定の特定要介護状態(180日継続)、病気や事故による所定の障害状態のとき 障害保険金	一生 100万円 ^{*1}	

一生涯の医療保障	ケガや右記以外の病気のとき	ガン以外の所定の生活習慣病の場合	ガンの場合	ガン以外の所定の女性特有の病気のとき
入院を開始したとき 入院診断給付金 ガンで入院を開始したとき ガン入院一時給付金	5,000円	5,000円	10.5万円	5,000円
4日以内の入院をしたとき(日帰り入院を含む) 入院給付金の合計(まとめて4日分)	2万円	4万円 ^{*2}	6万円	4万円 ^{*2}
5日以上入院をしたとき(180日まで) 入院給付金の合計(1日につき)	5,000円	1万円 ^{*2}	1.5万円 ガンによる入院の支払日数は無制限	1万円 ^{*2}
入院中に所定の手術を受けたとき 手術給付金の合計(1回につき)	10万円	20万円 ^{*2}	開頭術・開胸術・開腹術 60万円	左記以外の手術 30万円
入院せずに所定の手術を受けたとき 手術給付金の合計(1回につき)	2.5万円	5万円 ^{*2}	7.5万円	5万円 ^{*2}
所定の放射線治療を受けたとき 放射線治療給付金の合計(1回につき)	5万円	10万円 ^{*2}	15万円	10万円 ^{*2}
乳房再建術や所定の形成術等を受けたとき(女性の場合) 形成治療給付金(1回につき)	乳房再建術 40万円		所定の形成術等 10万円	
先進医療による療養を受けたとき 先進医療給付金	被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額 (1回・通算とも1,000万円まで)			
ケガや病気で入院後、生存退院したとき 退院給付金(1回につき)	2.5万円			
総合入院特約(Ⅱ型)から給付金のお支払いがなかったとき 無事故給付金(無事故ボーナス)	5年ごとに 2.5万円			

健康自慢の付加で定期保険特約の保険料がお安くなります!

男性	契約年齢	80歳までの月払保険料		80歳以降の月払保険料
		健康自慢を付加しなかった場合	健康自慢を付加した場合	
	50歳	22,567円	22,301円	20,095円
	55歳	27,378円	27,048円	24,278円
	60歳	33,537円	33,167円	29,599円
	65歳	41,689円	— ^{*3}	36,589円
	70歳	52,291円	— ^{*3}	45,665円

女性	契約年齢	80歳までの月払保険料		80歳以降の月払保険料
		健康自慢を付加しなかった場合	健康自慢を付加した場合	
	30歳	11,026円	10,990円	10,342円
	40歳	13,963円	13,891円	13,029円
	50歳	18,672円	18,564円	17,350円
	60歳	26,212円	26,106円	24,268円
	70歳	39,340円	— ^{*3}	36,180円

- *1 高度障害保険金をお支払いした場合、主契約が消滅し、それとともって特約も消滅します。また、障害保険金をお支払いした場合、以後の死亡保険金・高度障害保険金の額は、80歳までは400万円、80歳以降は200万円となります。
- *2 被保険者が女性で、生活習慣病入院特約および女性疾病入院特約の両方の特約の対象となる疾病により給付金をご請求された場合、両方の特約から給付金をお支払いします。その場合、上記ご契約例では、「4日以内の入院をしたとき:6万円」「5日以上入院をしたとき:1日につき1.5万円」「入院中に所定の手術を受けたとき:30万円」「入院せずに所定の手術を受けたとき:7.5万円」「所定の放射線治療を受けたとき:15万円」をお支払いします。
- *3 健康自慢のお取り扱いはありません。
- 女性疾病手術給付金と形成治療給付金の両方の支払事由に該当する手術を受けた場合は、形成治療給付金をお支払いし、女性疾病手術給付金はお支払いしません。その場合、上記ご契約例では、手術を受けたときのお支払い額が表示の金額と異なります。
- 定期保険特約の保険期間・保険料払込期間は80歳までのため、80歳以降はご契約の保険料が下がります。

主契約および死亡・生前給付保障特約について

名称	主な支払事由	給付の種類
主契約 [5年ごと利差配当付終身保険]	死亡のとき	死亡保険金
	所定の高度障害状態①のとき	高度障害保険金
定期保険特約 [定期保険特約2007]	死亡のとき	死亡保険金
	所定の高度障害状態①のとき	高度障害保険金
生活保障特約 [生活保障特約2007]	死亡のとき	死亡生活保障年金
	所定の高度障害状態①のとき	高度障害生活保障年金
ワイドディフェンス特約C [総合障害保障特約2007C]	死亡のとき	死亡保険金
	所定の高度障害状態①のとき	高度障害保険金
ナイスリー特約B [特定疾病保障特約2007B]	所定の3大疾病②により所定の条件に該当したとき	特定疾病保険金
	所定の特定要介護状態が180日継続③したとき	特定介護保険金⑦
介護保障特約B [介護保障特約2007B]	所定の軽度要介護状態が180日継続④したとき	軽度介護給付金⑧
	所定の3大疾病②、所定の特定要介護状態(180日継続)③、病気による所定の障害状態⑤、不慮の事故による所定の障害状態⑥により、所定の条件に該当したとき	障害保険金

保険料のお払い込み免除について

- 不慮の事故による所定の障害状態⑥に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。
- 楽々名人(保険料払込免除特約2007)を付加されたご契約は、所定の3大疾病②、所定の特定要介護状態(180日継続)③、病気による所定の障害状態⑤により所定の条件に該当した場合、以後の保険料のお払い込みが免除となります。
- 楽々名人を付加されたご契約の保険料は、所定の保険料率で計算され、付加されていない場合に比べて高くなります。
- 条件付保険特約が付加された場合等、ご契約内容によっては、楽々名人を付加できないことがあります。

- 高度障害保険金をお支払いした場合、主契約が消滅し、それとともって特約も消滅します。(ただし、高度障害生活保障年金をお支払いする生活保障特約は除きます。)
- 主契約の死亡保険金・高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
- いずれかの保険金をお支払いした場合、その特約は消滅します。また、いずれかの生活保障年金をお支払いした場合、その後あらためてその特約の支払事由に該当しても、生活保障年金を重複してはお支払いしません。
- 生活保障特約の保障の型は、I型(生活保障タイプ)とII型(10年確定タイプ)から所定の範囲でお選びいただけます。I型(生活保障タイプ)は年金支払満了年齢となる日の直前の年金支払日の応当日まで(支払期間は5年間を最低保証)、II型(10年確定タイプ)は10年間、年金を毎年お支払いします。I型(生活保障タイプ)はご契約後の経過年数とともに、生活保障年金の受取回数および受取総額が減少します。I型(生活保障タイプ)とII型(10年確定タイプ)は、重複して付加することはできません。

- 高度障害保険金や障害保険金などのお支払いの原因となる傷害や疾病が責任開始時に生じていた場合には、高度障害保険金や障害保険金などをお支払いできないことがあります。
- 保険料払込免除の事由の原因となる傷害や疾病が責任開始時に生じていた場合には、保険料のお払い込み免除をできないことがあります。

詳しい内容については、「ご契約のしおり-約款」をご覧ください。

- ① 所定の高度障害状態
傷害や疾病を原因として、次の状態に該当したとき
●両眼の視力を全く永久に失った
●両腕の用を全く永久に失った 等
- ② 所定の3大疾病
所定の3大疾病により、下記のいずれかに該当した場合が対象となります。
●初めてガンにかかったとき(上皮内ガン、悪性黒色腫を除く皮膚ガン、責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物は対象外)
●急性心筋梗塞(狭心症などは対象外)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき
●脳卒中(くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞)を発病し、初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき
- ③ 所定の特定要介護状態(180日継続)
傷害や疾病を原因として、次の状態に該当したとき
●介助なしでは歩行できず、入浴・身の回りについて部分的な介助が必要で、さらに衣服の着脱について全面的な介助を必要とする状態が180日継続 等
- ④ 所定の軽度要介護状態(180日継続)
傷害や疾病を原因として、次の状態に該当したとき
●介助なしでは歩行できず、入浴において浴槽の出入りの際に手を貸してもらふなどの部分的な介助を必要とする状態が180日継続 等
- ⑤ 病気による所定の障害状態
疾病を原因として、次の状態に該当したとき
●両眼の矯正視力の和が0.08以下の状態が180日以上継続
●人工肛門の造設とそれによる所定の排尿機能障害が180日以上継続 等
- ⑥ 不慮の事故による所定の障害状態
不慮の事故を原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に次の状態に該当したとき
●1眼の視力を全く永久に失った
●1上肢を手関節以上で失った 等
- ⑦ 特定介護保険金は、軽度介護給付金のお支払いがない場合は特約保険金額の1.1倍相当額を、すでに軽度介護給付金のお支払いがある場合は特約保険金額をお支払いします。
- ⑧ 軽度介護給付金は、特約保険金額の10%相当額をお支払いします。お支払い回数は1回限りとなります。なお、責任開始の日からその日を含めて180日以内に発生した傷害または発病した疾病による場合は、お支払いの対象となりません。

- 定期保険特約と生活保障特約は、重複して付加することはできません。
- ナイスリー特約Bおよび介護保障特約Bは、主契約の保険料払込期間が「終身払」のご契約にのみ付加できます。また、ワイドディフェンス特約Cと重複して付加することはできません。
- 主契約の保険料払込期間は、「有期払」と「終身払」から所定の範囲でお選びいただけます。「有期払」は「終身払」に比べて毎回の保険料が高くなりますが、契約時に定めた期間で保険料のお払い込みを完了することができます。
- 定期保険特約および生活保障特約の保険期間・保険料払込期間は、主契約の保険料払込期間が「有期払」のときは主契約の保険料払込期間と同一で、「終身払」のときは80歳までとなります。
- ナイスリー特約Bおよび介護保障特約Bの保険期間・保険料払込期間は80歳までとなります。
- この保険に付加された定期保険特約および生活保障特約は、更新をお取り扱いしません。

災害・医療保障特約について

詳しい内容については、「ご契約のしおりー約款」をご覧ください。

名称	主な支払事由	給付の種類	保障内容	給付限度
総合入院特約 〔総合入院特約2011〕	ケガや病気で1日以上入院のとき	入院診断給付金①⑤	入院1回につき入院給付日額と同額	—
	ケガで1日以上入院のとき	災害入院給付金②⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日⑥ 通算:給付日数1,095日
	病気で1日以上入院のとき	疾病入院給付金⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日⑥⑦ 通算:給付日数1,095日⑦
	ケガや病気で所定の手術を受けたとき	手術給付金⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	ケガや病気で所定の放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
	5年間の対象期間中に、いずれの給付金もお支払いがなかったとき(Ⅱ型のみ)	無事故給付金	5年ごとに入院給付日額の5倍相当額	—
生活習慣病入院特約 〔生活習慣病入院特約2011〕	所定の生活習慣病で1日以上入院のとき	生活習慣病入院給付金⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日⑥⑦ 通算:給付日数1,095日⑦
	所定の生活習慣病で所定の手術を受けたとき	生活習慣病手術給付金⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	所定の生活習慣病で所定の放射線治療を受けたとき	生活習慣病放射線治療給付金⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
ガン入院特約 〔ガン入院特約2011〕 (男性向け)	ガンによる入院を開始したとき	ガン入院一時給付金⑤	入院給付日額の20倍	2年に1回
	ガンで1日以上入院のとき	ガン入院給付金⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	(給付限度なし)
	ガンで所定の手術を受けたとき	ガン手術給付金⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	ガンで所定の放射線治療を受けたとき	ガン放射線治療給付金⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
女性疾病入院特約 〔女性疾病入院特約2011〕 (女性向け)	ガンによる入院を開始したとき	ガン入院一時給付金⑤	入院給付日額の20倍	2年に1回
	ガンを含む所定の女性特有の病気で1日以上入院のとき	女性疾病入院給付金⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日⑥⑦ 通算:給付日数1,095日⑦
	ガンを含む所定の女性特有の病気で所定の手術を受けたとき	女性疾病手術給付金③⑤	手術1回につき 入院給付日額の40倍・20倍・5倍	—
	ガンを含む所定の女性特有の病気で所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病放射線治療給付金⑤	放射線治療1回につき 入院給付日額の10倍	60日に1回
	乳房再建術や所定の形成術等を受けたとき	形成治療給付金④⑤	手術1回につき 【乳房再建術】入院給付日額の80倍 【所定の形成術等】入院給付日額の20倍	乳房再建術:1乳房につき1回
ストレス性疾病入院特約 〔ストレス性疾病入院特約2007〕	所定のストレス性疾病で1日以上入院のとき	ストレス性疾病入院給付金⑤	入院給付日額×入院日数 (4日以内の場合は まとめて4日分)	1回の入院:90日または180日⑥ 通算:給付日数1,095日
先進医療特約 〔先進医療特約2011〕	ケガや病気で先進医療による療養を受けたとき	先進医療給付金	被保険者が負担した先進医療の技術に係る費用相当額	1回・通算とも1,000万円
退院給付特約 〔退院給付特約2009〕	ケガや病気で入院後、生存退院したとき	退院給付金④⑤	入院1回につき特約給付金額	1回の入院:1回 通算:30回

- ①入院診断給付金は、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払われる入院が、お支払いの対象となります。
- ②災害入院給付金は、事故の日からその日を含めて180日以内に支払事由に該当した場合が、お支払いの対象となります。
- ③女性疾病手術給付金と形成治療給付金の両方の支払事由に該当する手術を受けた場合は、形成治療給付金をお支払いし、女性疾病手術給付金はお支払いしません。
- ④退院給付金は、災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院後の生存退院が、お支払いの対象となります。
- ⑤各特約の各入院給付金・入院診断給付金・各手術給付金・各放射線治療給付金・ガン入院一時給付金・形成治療給付金・退院給付金は、治療を目的とした病院または診療所での入院・手術等が、お支払いの対象となります。
- ⑥各入院特約の給付限度の型は、1回の入院のお支払いの限度を90日とする90日型と、1回の入院のお支払いの限度を180日とする180日型からお選びいただけます。ただし、90日型と180日型のいずれかに統一して付加します。
- ⑦ガンによる入院は、1回の入院・通算とも給付限度はありません。

- 給付金のお支払いの原因となる傷害や疾病が責任開始時に生じていた場合には、給付金をお支払いできないことがあります。
- この保険には、総合入院特約が必ず付加されます。なお、この保険を解約する場合は除き、総合入院特約の解約は取り扱いません。
- 先進医療特約は、当社の他のご契約と合わせて、同一被保険者につき1契約にのみ付加することができます。

無事故給付金について

- 総合入院特約(Ⅱ型)から対象期間中に給付金のお支払いがなかった場合、総合入院特約(Ⅱ型)の入院給付日額の5倍相当額の無事故給付金をお支払いします。無事故給付金のお支払いの判定に用いる期間を対象期間といい、その期間は、責任開始の日からまたは5年ごとの契約応当日から、その直後に到来する5年ごとの契約応当日の前日までとなります。

各手術給付金・各放射線治療給付金・先進医療給付金について

- 各手術給付金は、手術を受けた時点において公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術が、お支払いの対象となります。ただし、「創傷処理または小児創傷処理」「皮膚切開術または鼓膜切開術」「デブリードマン」「骨、軟骨または関節の非腫血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「外耳道異物除去術または鼻内異物摘出術」「鼻腔粘膜焼灼術または下甲介粘膜焼灼術」「拔牙手術」は対象外となります。また、医科診療報酬点数表の改定により、お支払いの対象となる手術は変動します。各手術給付金のお支払額は、入院中に受けたガン治療のための開頭術・開胸術・開腹術は入院給付日額の40倍、入院中に受けた上記以外の手術は入院給付日額の20倍、入院せずに受けた手術は入院給付日額の5倍となります。また、手術内容によっては、お支払いに制限があります。
- 各放射線治療給付金は、放射線治療を受けた時点において公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療が、お支払いの対象となります。ただし、血液照射は対象外となります。また、医科診療報酬点数表の改定により、お支払いの対象となる放射線治療は変動します。
- 先進医療給付金は、療養を受けた時点において厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに定められた施設基準に適合する病院または診療所で行われるもの)に限ります。による療養が、お支払いの対象となります。療養を受けた時点で、新たに先進医療として定められている医療技術はお支払いの対象となり、公的医療保険制度の給付対象となった医療技術および先進医療としての承認を取り消された医療技術はお支払いの対象とはなりません。

転換によりご加入される場合について

ご加入にあたっては、契約転換制度または契約分割転換制度のいずれかをご利用いただくことができます。その際には、あらためて告知または診査が必要となります。

【契約転換制度について】

- 現在の当社のご契約(転換前契約)を解約することなく下取りし、その下取り価格(転換価格)を新しいご契約(転換後契約)の一部に充当する制度です。転換価格は、転換後契約の主契約部分に充当されます。
- 転換価格は、転換前契約の責任準備金や契約者配当金等の合計額から保険料の自動貸付や契約者貸付の貸付元金および未払込保険料等を差し引いた金額に基づいて計算します。なお、契約日(主契約を更新された場合は更新日)が平成22年3月2日以降のご契約からの転換の場合で、転換前契約の消滅に伴い、保険料が払い込まれた保険料期間のうち未経過期間に対応する保険料相当額が払いもどされるときには、その金額は転換価格に含めます。
- 転換後契約のお引き受けを当社が承諾した場合、転換前契約は転換後契約の責任開始時に消滅します。
- 万一、転換後契約をお引き受けできない場合は、契約転換制度のお取り扱いにはなかったものとして、転換前契約がそのまま継続します。
- 転換後契約の保険料は、転換時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。そのため、転換前契約と転換後契約では、保険料を計算する基礎率が異なる場合があります。
- この制度のご利用によって、転換前契約に比べて転換後契約の保険料算出に用いる予定利率が引き下げられる場合、転換前契約に比べて転換後契約の保険料が引き上げとなる場合があります。

【契約分割転換制度について】

- 現在の当社のご契約(分割前契約)を2契約に分割し、一方のご契約(分割後存続契約)を残したまま、他方のご契約(分割後転換前契約)を解約することなく下取りし、その下取り価格(転換価格)を新しいご契約(転換後契約)の一部に充当する制度です。転換価格は、転換後契約の主契約部分に充当されます。
- 転換後契約の保険料は、分割後転換前契約の責任準備金等の合計額から分割前契約の未払込保険料等を差し引いた金額に基づいて計算します。
- 分割にあたっては、主契約を分割する、入院・手術等をお支払いの対象とする特約は分割後転換前契約に付加する等、所定の制限があります。
- 転換後契約のお引き受けを当社が承諾した場合、分割および転換は転換後契約の責任開始時に同時に行われ、分割後転換前契約はその時に消滅します。
- 万一、転換後契約をお引き受けできない場合は、契約分割転換制度のお取り扱いにはなかったものとして、分割前契約がそのまま継続します。
- 転換後契約の保険料は、転換時の被保険者の年齢および保険料率により計算します。そのため、分割後転換前契約と転換後契約では、保険料を計算する基礎率が異なる場合があります。また、分割後存続契約の保険料計算時の年齢・保険料率・保険期間・保険料払込期間などは、分割前契約と同じです。
- この制度のご利用によって、分割後転換前契約に比べて転換後契約の保険料算出に用いる予定利率が引き下げられる場合、分割後転換前契約に比べて転換後契約の保険料が引き上げとなる場合があります。
- 分割前契約が払済保険へ変更されたご契約の場合、分割後存続契約の復旧のお取り扱いはできません。
- 転換後契約が告知義務違反で解除される場合などに、分割後転換前契約が消滅しなかったものとしてお取り扱いすることがあります。この場合、ご契約は分割後存続契約と分割後転換前契約の2契約に分割したまま継続します。

リビング・ニーズ特約について

- 被保険者の余命が6か月以内と判断されたとき、死亡保険金の全部または一部をこの特約の保険金としてお支払いします。ご請求額は、この特約による保険金の支払事由発生日における死亡保険金額の範囲内、かつ所定の金額以内で指定していただけます。なお、ご請求額が死亡保険金額と同額の場合、ご契約は消滅します。
- ご請求額の対象は主契約、定期保険特約およびワイドディフェンス特約Cの死亡保険金額です。ただし、この特約による保険金の支払事由発生日において、残余保険期間が1年以内の定期保険特約は、お支払いの対象となりません。
- この特約によるお支払い額は、ご請求額から、支払事由発生日からその日を含めて6か月間のご請求額に対する利息および保険料相当額を差し引いた金額となります。

指定代理請求特約について

- 主契約の被保険者が受取人となる保険金等について、主契約の被保険者に自らご請求できない所定の事情が生じた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人は、その事情を示す書類およびその他の必要書類をご提出いただき当社の承諾を得たうえで、主契約の被保険者の代理人として保険金等をご請求いただくことができます。
- 保険金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後重複して被保険者等からその保険金等をご請求されてもお支払いできません。
- ご契約者が法人で保険金等の受取人となる場合は、代理請求を行うことはできません。また、ご契約後、ご契約者の変更等により保険金等の受取人が法人へ変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとしてお取り扱いします。

保険料の高額割引について

- ご契約の保険金額が所定の金額を超える場合、高額割引保険料率が適用されます。
- ご契約後、ご契約内容の変更等により所定の要件を満たさなくなった場合、高額割引保険料率が変更されたり、適用されなくなる場合があります。

健康自慢〔健康体料率特約(特約用)〕について

- 被保険者の健康状態等が当社の定める付加条件を満たしている場合に健康自慢を付加することにより、定期保険特約および生活保障特約に健康体料率が適用され、健康体料率が適用されない場合に比べて保険料が安くなります。契約年齢が60歳以下の場合に付加することができます。
- 「健康体」とは、健康自慢の付加条件を満たしている場合の呼称であり、付加条件を満たしていないことが、その方が健康ではないということ意味するものではありません。

保険料の自動貸付について

- この保険では、保険料の自動貸付をお取り扱いします。猶予期間中に保険料が払い込まれない場合、解約返戻金額の範囲内で、保険料払込猶予期間の満了日に自動的に保険料を貸し付けます。貸付金の利息は所定の利率により複利で計算します。なお、解約返戻金額が貸付金の元利合計額に不足する場合、ご契約は失効します。
- 保険料の自動貸付を希望されない場合には、前もってお申し出が必要となります。

解約返戻金について

- この保険の解約時には解約返戻金がありますが、その金額は経過年数等により異なり、払込保険料累計額を下回る場合があります。なお、ワイドディフェンス特約C以外の特約に解約返戻金はありません。

契約者配当金について

- 契約者配当金は、5年ごとに通算した資産の運用成果をもとに、ご契約後6年目から5年ごとに、ご契約内容に応じてお支払いします。なお、当社の決算実績によっては、お支払いできない場合があります。
- 契約者配当金は所定の利率で積み立てておき、ご契約者からご請求があったとき、またはご契約が消滅したときにお支払いします。なお、所定の利率は経済情勢により変動します。
- 長期間継続されたご契約に対しては、上記のほか、特別配当をお支払いする場合があります。
- この保険に付加された特約に契約者配当金はありません。

年齢の計算について

- 被保険者のご契約時の年齢を契約年齢といいます。契約年齢は、ご契約時の満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- ご契約後の被保険者の保険契約上の年齢は、年単位の契約応当日ごとにより契約年齢に1歳ずつ加算します。